

関西広域連合における今冬の節電目標等について

I 関西広域連合が今冬、関西電力管内の府県民、事業者にお願する節電目標等

1. 節電目標

大口需要家 10%以上
 小口需要家 10%以上
 家庭 10%以上

2. 節電の期間及び時間帯

12月19日(月)～3月23日(金)の平日
 (12月29、30日、1月3、4日を除く)
 9時～21時

3. その他留意事項

- (1) 産業活動や、病院、鉄道などライフライン機能等の維持に支障が出る場合等については、自主的な目標を設定し、節電を行うことをお願いします。
- (2) 家庭、業務、産業別に節電メニューをわかりやすく情報提供させていただくなど、今後きめ細かな対応を進めていきます。
- (3) 今夏と同様、電力需給逼迫時にはエアコンの停止をお願いするなど、関西電力の「でんき予報」と連携した追加的な緊急対応措置をとります。

II 検討の主な経過

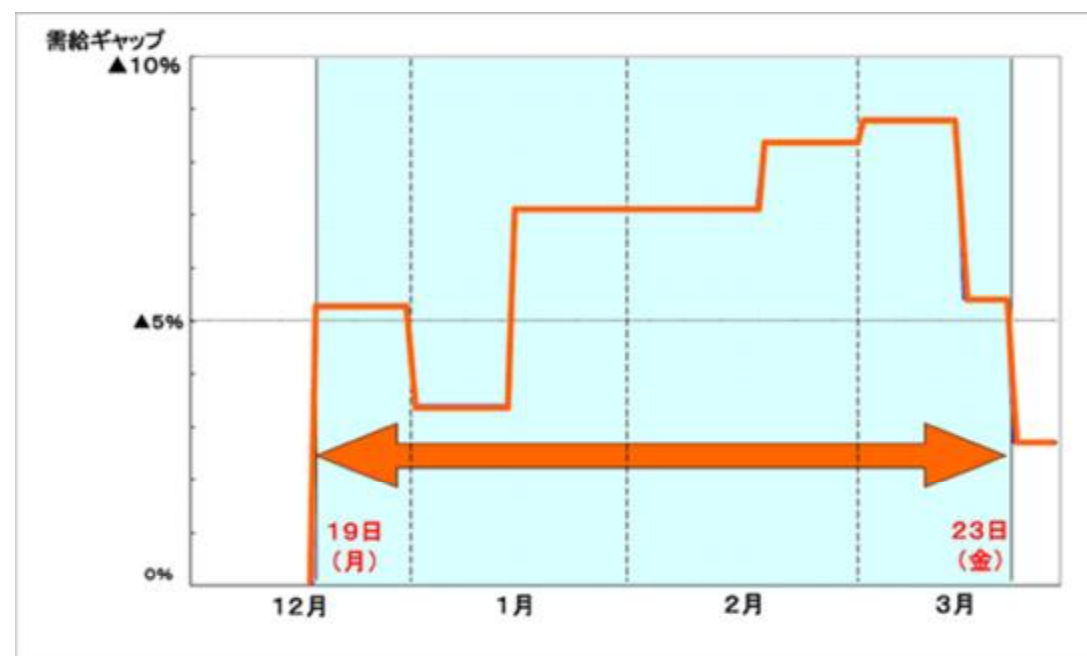
- 10月27日 関西広域連合委員会(エネルギー検討会)
 当面10%程度の節電を目指す方向で検討することとし、国に意見を提示
 ・産業活動や都市魅力の創造にできる限り支障が生じないように、十分配慮すること。
 ・国内における電力の供給力の一層の調整を行うこと。 など

- 11月1日 国の「エネルギー・環境会議」開催
 ① 関西電力管内では、10%以上の節電を要請
 ・期間 12月19日～3月23日の平日(年末年始を除く。)
 ・時間 9時～21時
 ② ライフライン機能の維持や生産活動に影響がある場合は、影響が生じない範囲で自主的な目標を設定し、節電を行うよう要請

同日 関西広域連合 「国の目標値や期間を採用する」旨発表

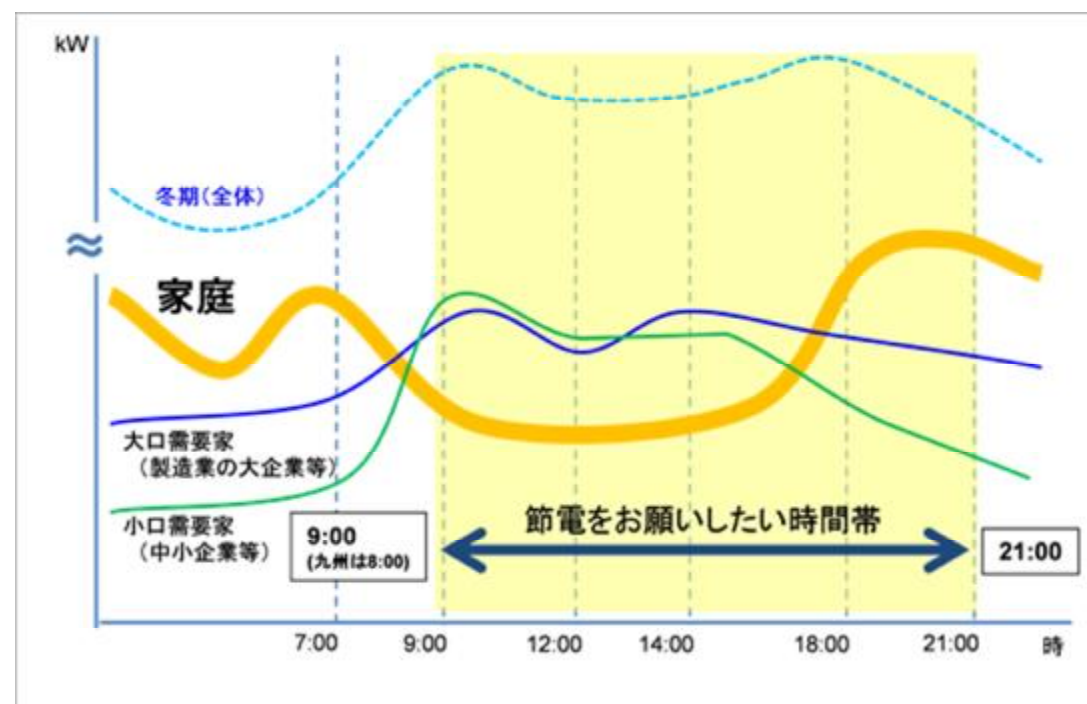
11月11日 関西広域連合「関西節電アクションプラン」とりまとめ

図1 今冬の電力需給見通しと節電が必要な期間



(出典) 関西電力株式会社作成資料

図2 冬季平日の電気の使われ方のイメージと節電が必要な時間帯

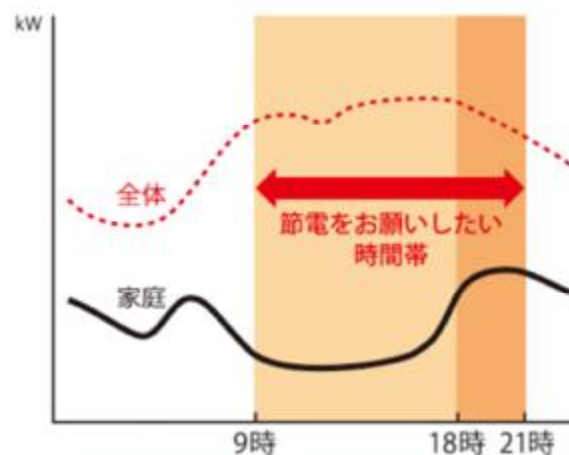


(出典) 第4回エネルギー・環境会議 第3回電力需給に関する検討会合資料

— 平成23年11月1日開催 —

関西節電アクションプラン（家庭編）の概要

■ご家庭の冬の平日の電気の使われ方(イメージ)



1 重点取り組みの時間帯

節電に取り組む期間及び時間帯は、

- ・ 12月19日～3月23日の平日
(12月29、30日、1月3、4日除く)
- ・ 9時～21時 (特に18～21時に重点呼びかけ)

2 取組の具体的内容

通常時	<ol style="list-style-type: none"> 1 エアコン等、電気を用いた暖房器具^{※1}をできるだけ使用せず、ガス・石油ストーブなど、電気を使わない暖房に努めてください。 2 エアコンを使用する場合は、重ね着などをして、設定温度を 20℃以下に下げてください。(ただし、エアコン暖房を行っている家庭のみ) 3 照明を使用する部屋はできるだけ少なくし、不要な照明オフに努めてください。 4 熱を発する機器等、消費電力の高い電気製品^{※2}は、必要最低限の使用にとどめるとともに、ピーク時間帯からずらして使用してください。 5 家族や友人などと、外食（レストラン等）、娯楽施設（映画館等）、文化施設（美術館等）などのウォームスポット（暖かい所）に出かけ、できるだけ家庭で電気を使わないよう努めてください。 6 その他、冷蔵庫やテレビ等の電気製品の使い方を工夫し、節電の知恵（別紙）を生かした賢い電気の使い方に努めてください。
-----	--

緊急時	<ol style="list-style-type: none"> 1 エアコンの使用を停止してください。(ただし、エアコン暖房を行っている家庭のみ) 2 熱を発する機器等、消費電力の高い電気製品^{※2}の使用は控えてください。
-----	--

97%超 ※18～21時以外の時間帯でも、でんき予報 97%超になる場合には、同様のご協力をお願いします。

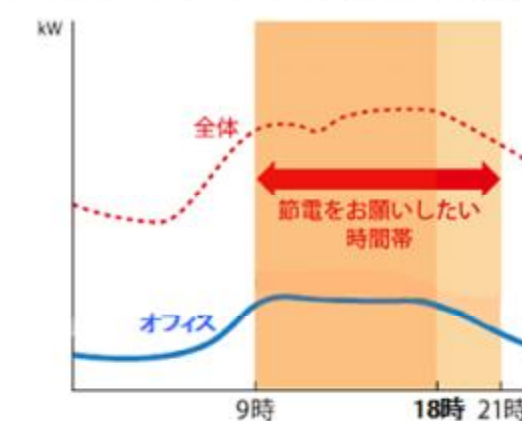
※1 電気を用いた暖房器具の例
電気カーペット、電気ファンヒーター、オイルヒーター、ハロゲンヒーター、電気ヒーター、電気ストーブ等

※2 消費電力の高い電気製品の例
ジャー炊飯器、電気ポット、電子レンジ、ホットプレート、オーブントースター、IHクッキングヒーター、食器洗い乾燥機、温水洗浄便座、ドライヤー、洗濯乾燥機、浴室乾燥機、アイロン等

※ ガス・石油ストーブ等を使用する場合には、換気や火の始末には特にご注意ください。また、体調を崩さないよう健康上無理のない範囲での取組をお願いします。

関西節電アクションプラン（オフィス編）の概要

□オフィスの冬の平日の電気の使われ方(イメージ)



1 重点取り組みの時間帯

節電に取り組む期間及び時間帯は、

- ・ 12月19日～3月23日の平日
(12月29、30日、1月3、4日除く)
- ・ 9時～21時
(特に9～18時に重点呼びかけ)

2 取組の具体的内容

通常時	<ol style="list-style-type: none"> 1 エアコンの設定温度を 19℃以下に下げてください。 2 執務エリアや廊下等の照明をできるだけ間引きしてください。 3 パソコン、コピー機、プリンタは必要数を絞り、省エネモードに設定してください。 4 残業はできるだけしないようにしてください。
-----	---

緊急時	<ol style="list-style-type: none"> 1 エアコンの使用を停止するか、設定温度をさらに下げてください。 2 パソコン、コピー機、プリンタの使用は控えてください。
-----	--

97%超

※ 労働安全衛生上、不適切なものとならない範囲での取組をお願いします。